



実はシンプルで奥深い

法律の世界

徳島大学コンピュータクラブ
五月祭ライトニングトーク大会

徳島大学総合科学部社会創生学科
公共政策コース 2年 明石和也



そもそも法律とは何か

ほう-りつ【法律】

広義では法と同じ。狭義では国会で制定された規範を指し、憲法・条約・命令などから区別される法の一形式。

ほう【法】

社会秩序維持のための規範で、一般に国家権力による強制を伴うもの。

岩波書店『広辞苑(第六版)』より

社会秩序維持の為、国家権力によって強制されるルールらしいっすよ。

法律成立の過程

<<おおもと>>

社会全体でのルール→人類が農耕を始めた頃には形成され始める

<<現在の法律>>

近代国家成立に伴い、法治国家たる為に法整備(ルールの明文化)が進む。



法律の種類

目的ごとに大まかに分かれる法律

- ・ 憲法…ご存知の憲法。国の大まかな指針や方向性を定める。
- ・ 民法…国民に関する定め。家族法や借地借家法など。
- ・ 商法…商業に関する定め。会社法や有価証券法など。
- ・ 刑法…犯罪行為などに関する定め。刑法199条は殺人罪を定めている。
- ・ 民事訴訟法…民間において発生した事案に対する手続きなどを定めた法。
- ・ 刑事訴訟法…刑事事件に関する手続きなどを定めた法。

その他の法律、法律に準じる物

- ・ 条例…地方自治体が地域の実態に合わせて定める、当該地域限定の法。
- ・ 政令,内閣府令,省令,庁令…法律よりも更に細かにその運用や規定を定めた物。法律ではないが強制力を有する。



法律の成立と運用

国会が唯一の立法機関

日本国憲法では、国会が唯一の立法機関と定める。よって、国会の承認を得なければ法律としては成立しない。つまり、国会議員は法律を作る人でもある。

法律の成立には、衆議院の優越を除いて、衆参両院の賛成を必要とする。



法律違反を判断するのは裁判所の仕事

司法判断を下すのは裁判所のみ(※例外として弾劾裁判所)。裁判官は、自らの良心と法律によって判決を下す。だからこそ、裁判官の身分はしっかりと保障されている。

法律の運用

国会が現状に即し正確な条文を作り、裁判所がこれを正確に読み判断する。



法律のちょっとおもしろい話

実は数学チックな法律

「及び」「並びに」…どちらも並列の意味。ただし、「並びに」は別種を指す。

鯖、鰯、鰯又は鰯並びに鮎及び岩魚並びに吉峰歩

「又は」「若しくは」…選択肢を並べる。基本的には「又は」を使う。

地震又は火災 コーラ若しくはソーダ又は茶若しくは水

A,B,C又はD並びにE,F又はG並びにH,I,J又はK並びにL

→ $(A+B+C+D)+(E+F+G)+(H+I+J+K)+L$

A,B,C若しくはD,E若しくはF,G,H,I,J若しくはK又はL

→ $(A,B,C \text{ or } D), (E \text{ or } F), G, (H,I,J \text{ or } K) \text{ or } L$

付け足し方法

第十条と第十一条の間に条文を追加したい→枝番号を使う

→第十条 第十条の一 第十一条 という形。

□「銀行法には第〇〇条の×の△の□の◇」なんて枝番号も。



法律は冷たいのか？

良くも悪くも法律に書いてないとうどうにもならない

遡及処罰・事後法の禁止→要は後出しジャンケン的な法律はナシねってもの。

「携帯持つ奴死刑ね！ あ、お前今持ってる、お前は前持ってたから死刑^^」

↑こういうのを防ぐ

◇危険運転致死傷罪

改正前→5年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金

改正後→人を負傷させた場合は15年以下の懲役

人を死亡させた場合は1年以上の有期懲役

改正前は飲酒運転や暴走運転による死亡事故でも、当時の窃盗罪よりも軽い処罰しか科せられなかった。

裁判所が条文をどう読むかで、法律の解釈は変わる

危険運転致死傷罪の成立条件→正常な運転が不可能な状態による運転で事故
⇒ペーパードライバーが該当し、運転のうまい無免許運転者は該当しない事も。



人が人を裁く難しさと人情深さ

法治国家であればあるほど、知能犯に弱い

法律の網をかいくぐってきたり、法律に書かれてない事をやられるとお手上げ。

「私地球外生命体！ 人たくさん殺したけど、私は人じゃないから裁けないね^^」
↑こういうのに対処しようがない

とは言え、全く手出しができない訳でもなく、出来る限り既存の法律を適用できるように法律の条文を読みまくる。

◇不正アクセス防止法成立前→不正アクセスを直接罰する法律はなかった
⇒結果的にパソコン等を壊す事もしばしばあったので器物損壊罪で処罰

裁判官の優しさ

北海道で貧しさ故の初犯窃盗犯の裁判→実刑判決(懲役3ヶ月か6ヶ月くらい)
⇒このような場合には重すぎる判決(普通は執行猶予付きの判決)

裁判官「これから冬を迎えて寒くなるから、刑務所の中でゆっくり反省して、春になったら社会に出てもう一度頑張renaさい。」



法律を読んでみよう

著作権法第三十条(私的使用のための複製)

著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下、「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

著作権の目的となっている著作物(=著作物)は、

- 1.個人的に使用
- 2.家庭内で使用
- 3.家庭内で使うのと同じくらい限られた範囲内での使用

以上3つの目的の場合は、次に掲げる場合を除いて、その著作物を使用する者が、著作物を複製することができる。

法律の条文は、正確に読み間違えがないようにと書かれている。
が、結果的にそれが難しい読みにくい文章になってしまう事が多々ある。

⇒法律の世界に取っ組みづらさを生んでいる。



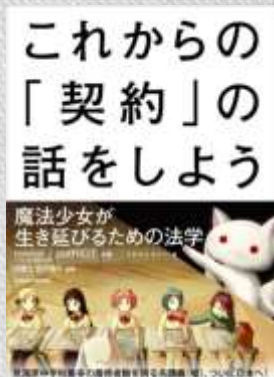
法律は難しくない

法律はとっても論理的

法律は非常にシステマティックに作られています。
そしてそのシステマティックさ故の機械性を補うように、
裁判所で裁判官が柔軟に対応していきます。

だから、ぱっと見は難しく見える法律の世界ですが、
その面倒くさい1つ1つの線を紐解いていけば、実は仕組みはシンプルです。

だからこそ、じっくり読み解いて行けば、法律の論理的な考えが見えるはず。
食わず嫌いをせずに、一度法律の世界の戸を叩いてみると、
新しい考え方を手に入れられるはずです。





ご静聴ありがとうございました。